

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3024575

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the ASSIGNEE'S NAME previously recorded on Reel 033726 Frame 0150. Assignor(s) hereby confirms the CHANGE OF NAME.
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
DAINIPPON SUMITOMO PHARMA CO., LTD.	06/19/2014
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SUMITOMO DAINIPPON PHARMA CO., LTD.
Street Address:	6-8, DOSHO-MACHI 2-CHOME
Internal Address:	CHUO-KU
City:	OSAKA-SHI, OSAKA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	541-8524
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	14295646
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)413-2220
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	(703) 413-3000
Email:	khudson@oblon.com
Correspondent Name:	OBLON, SPIVAK, ET AL.
Address Line 1:	1940 DUKE STREET
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	435603US99CONT
NAME OF SUBMITTER:	KAREN L. HUDSON
SIGNATURE:	/Karen L. Hudson/
DATE SIGNED:	09/16/2014
Total Attachments: 11 source=435603 NC#page1.tif source=435603 NC#page2.tif source=435603 NC#page3.tif source=435603 NC#page4.tif	

source=435603 NC#page5.tif
source=435603 NC#page6.tif
source=435603 NC#page7.tif
source=435603 NC#page8.tif
source=435603 NC#page9.tif
source=435603 NC#page10.tif
source=435603 NC#page11.tif

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3018967

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
Name		Execution Date
DAINIPPON SUMITOMO PHARMA CO., LTD.		06/19/2014
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	SUMITOMO DAINIPPON PAHRMA CO., LTD.	
Street Address:	6-8, DOSHO-MACHI 2-CHOME	
Internal Address:	CHUO-KU	
City:	OSAKA-SHI, OSAKA	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	541-8524	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
Property Type	Number	
Application Number:	14295646	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(703)413-2220	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	(703) 413-3000	
Email:	khudson@oblon.com	
Correspondent Name:	OBLON, SPIVAK, ET AL.	
Address Line 1:	1940 DUKE STREET	
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	435603US99CONT	
NAME OF SUBMITTER:	KAREN L. HUDSON	
SIGNATURE:	/Karen L. Hudson/	
DATE SIGNED:	09/11/2014	
Total Attachments: 10		
source=435603 NC#page1.tif		
source=435603 NC#page2.tif		
source=435603 NC#page3.tif		
source=435603 NC#page4.tif		
source=435603 NC#page5.tif		
source=435603 NC#page6.tif		

Certification

1. I, the undersigned, hereby certify that:

DAINIPPON SUMITOMO PHARMA CO., LTD.

6-8, Dosho-machi 2-chome, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 541-8524, JAPAN

changed its name to:

SUMITOMO DAINIPPON PHARMA CO., LTD.

6-8, Dosho-machi 2-chome, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 541-8524, JAPAN

2. Attached hereto as Exhibit A is a true copy of the Articles of Incorporation of Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd. with correct English translation.

I, the undersigned, state that I am duly authorized to execute this document on behalf of Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd.

Dated this 25 day of Aug., 2014.

By: 
Masayo TADA
Representative Director; President
and Chief Executive Officer

I, Yumiko KAMIKAWA, a national of Japan,

c/o Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd., 33-94 Enoki-cho,
Suita-shi, Osaka 564-0053 Japan,

declare that to the best of my knowledge and belief the attached
is a full, true, and faithful partial translation into English
made by me of the certified extract copy of Article of
Incorporation.

Signed this 21th day of August, 2014.

Yumiko Kamikawa

Yumiko KAMIKAWA

(Translation)

ARTICLES OF INCORPORATION

June 19, 2014

Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd.

Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd.

ARTICLES OF INCORPORATION

Chapter 1. General Provisions

Article 1. (Trade Name)

The name of the Company shall be Dainippon Sumitomo Seiyaku *Kabushiki Kaisha* and, in English, its name shall be Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd.

Article 2. (Purposes)

The purposes of the Company shall be to engage in the following businesses:

- (1) Manufacture, processing, purchase, sale, and export and import of pharmaceuticals, regenerative medicine and other related products, non-medical drugs and chemicals, raw materials for drugs, quasi-drugs, in vitro diagnostic reagents, medical devices, medical materials, veterinary drugs, medical devices for animals, industrial chemicals, reagents, poisons, deleterious substances, spirits, *shochu* liquor, alcoholic beverages, food products, food additives, cosmetics, sanitary goods, gauges, weighing and measuring instruments, perfume, beverages, feed, feed additives, agricultural chemicals, fertilizers, house furnishings and any other chemical products, as well as any equipment/instruments for production, research and packaging in connection with any item described above;
- (2) Laboratory examination, and the examination and testing of pharmaceuticals, industrial chemicals, medical devices and any other chemical products;
- (3) Purchase, sale, rental/lease, agency services and management pertaining to real estate, and operation of parking lots;
- (4) Warehousing services, as well as cargo forwarder services and freight forwarding agency services;
- (5) Leasing services for automobiles and business machines;
- (6) Non-life insurance agency services and services related to the solicitation of life insurance;
- (7) Worker dispatching business; and
- (8) Any and all services incidental or related to any item described above.

Article 3. (Location of the Head Office)

The Company shall have its head office in Osaka City.

定 款

平成 26 年 6 月 19 日

大日本住友製薬株式会社

大日本住友製薬株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、大日本住友製薬株式会社と称し、英文では Sumitomo Dainippon Pharma Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、再生医療等製品、医療用外各種薬品類、医薬品原料、医薬部外品、体外診断用医薬品、医療機器、医療材料、動物用医薬品、動物用医療機器、工業薬品、試薬、毒物、劇物、酒精、焼酎、酒精含有飲料、食品、食品添加物、化粧品、衛生用品、計量器、度量衡器、香料、飲料品、飼料、飼料添加物、農薬、肥料、家庭用品その他化学製品ならびに前記各製品に関連する製造用、研究用および包装用機械器具の製造、加工、売買および輸出入
2. 臨床検査および医薬品、工業薬品、医療機器その他化学製品の試験検査
3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに駐車場の経営
4. 倉庫業ならびに貨物利用運送業および運送取次業
5. 自動車および事務機器のリース業
6. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
7. 労働者派遣事業
8. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、15億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の買増請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式、新株予約権等に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株主総会

(開催)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、これを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに、これを開催する。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類

および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各 1 名を定めることができる。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

② 会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役の全員が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第 28 条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 34 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額

または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載
または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期
末配当」という。）をすることができる。

② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載
または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定
める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第 37 条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領
されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。